

請 願 文 書 表

(2 7 年 6 月 定 例 会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
3	平成 2 7 年 6 月 8 日	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書の提出に関する請願	亀岡市北古世町 2 - 1 5 - 1 ニチコン亀岡労働組合内 連合京都亀岡地区協議会 代表 俣野 健二	平本 英久	<p>(請 願 の 趣 旨)</p> <p>年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書を、国会及び関係行政庁に提出くださるよう請願申し上げます。</p> <p>(請 願 の 理 由)</p> <p>政府は、成長戦略である「日本再興戦略(2 0 1 3 年 6 月 1 4 日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F) に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、昨年 1 0 月 3 1 日に国内・国外株式比率を各 2 5 % に倍増することを認可・公表し、ハイリスク・ハイリターンの危険な運用をしようとしています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものと考えます。</p> <p>さらに、G P I F には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま一方的に見直しの方向性を示すことは、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があります。また、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みが作られていない中では、被保険者・受給者が被害を被ることになりかねません。</p> <p>こうした現状に鑑み、貴議会において、地方自治法第 9 9 条の規定による意見書を、関係機関に提出されますよう請願いたします。</p> <p>地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	環境厚生 常任委員会